

付 議 第 4 号

新図書館等複合施設空調設備工事請負契約の一部を変更する契約の締結 に関する議案に係る意見聴取に関する議案

平成 28 年 6 月高知県議会定例会提出予定の別紙議案に係る地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 29 条の規定に基づく高知県知事からの意見聴取に対し、適当であると認めることについて、高知県教育委員会事務委任等規則（平成 4 年教育委員会規則第 1 号）第 2 条第 5 号の規定により議決を求める。

高知県教育委員会事務委任等規則

第 2 条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

（5）教育予算その他議会の議決を経るべき事件の議案について意見を述べること。

新図書館等複合施設空調設備工事請負契約の一部を変更する契約の締結に関する
議案

新図書館等複合施設空調設備工事請負契約の一部を次のとおり変更する契約を締結す
る。

平成28年6月8日提出

高知県知事 尾崎 正直

完成期限平成28年8月15日を平成29年12月15日に変更する。

参考資料 1

新図書館等複合施設空調設備工事請負契約の一部を変更する契約の締結に関する議案説明

新図書館等複合施設空調設備工事は、一般競争入札により、契約金額1,083,240,000円で、香川県高松市サンポート2番1号大成設備・関西設備・ヨシカワ設備特定建設工事共同企業体と請負契約を締結し、平成28年8月15日を完成期限として施行中であるが、新図書館等複合施設建築主体工事において、建築物における天井落下防止対策の実施及び東洋ゴム工業株式会社の免震材料の不正事案問題により免震装置を他社の製品に変更したことに伴う施工工程の見直しにより完成期限を変更する必要が生じた結果、新図書館等複合施設空調設備工事においても完成期限を変更する必要²が生じたので、この工事の請負契約の一部を変更する契約を締結することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び高知県契約条例（昭和39年高知県条例第2号）第3条の規定により、県議会の議決を求めるものである。